

743 集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業

所管省庁等	国土交通省 まちづくり推進課	県担当課等	都市計画課 まちづくり支援担当
事業の種類	⑪⑫		

1 事業の目的・趣旨

人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくことを目的とする。

2 根拠法令等

集約都市形成支援事業制度要綱

3 対象事業

低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画策定及びコーディネート支援にかかる事業  
低炭素まちづくり計画の区域内及び立地適正化計画の誘導施設であって居住誘導区域の外から都市機能誘導区域に移転するものにかかる事業

4 補助対象期間

原則単年

5 補助対象経費

- ・低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画の策定支援、コーディネート支援
- ・コア施設（医療施設・教育文化施設等）の移転促進（除却処分、移転跡地の緑地化）
- ・緑地管理のための専門家派遣及び活動等支援

6 財政支援措置（補助率等）

交付率： 地方公共団体 1／2、民間事業者等 1／3

7 事業主体

地方公共団体（直接補助）、民間事業者等（間接補助）

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

前年度 1～2月：本要望

当該年度 3月末：内定通知、4月～：交付申請（申請約1ヶ月後交付決定）

9 最近の事例

宇都宮市

10 HPアドレス等

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000054.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html)